

第4編

町民とともに
歩むまち

町民とともに歩む活力あるまちづくり

第5次矢掛町振興計画
自然を活かした幸せプラン

町民とともに歩む活力あるまちづくり

1 町民参画によるまちづくり

1 町民との協働の推進

現況と課題

国に対する行政需要の増大に反比例する形で行政運営の効率性が低下しはじめたことを受けて、中央依存体制から地方公共団体に対する役割の見直しが行われ、平成 12年に、いわゆる地方分権一括法が施行されました。これを機に本格的な地方分権政策が行われるようになり、現在、地方への税源移譲、補助金等国庫支出金の見直し、地方交付税の削減を中心とした三位一体改革と併せて、地域の特色を活かしながら、自己決定と自己責任を基本とした自治体運営が求められています。

また、少子高齢化の急速な進行、環境問題の顕在化、景気の長期低迷化など社会経済情勢が大きく変化し、また不安定な中で、行政ニーズはさらに多様化、複雑・専門化しつつあり、これまでのような行政主導による一律的サービスの提供だけでは対応が困難なさまざまな課題が生じてきています。

こうしたことから、将来を担う子どもたちをはじめ、町民にとって住みやすく魅力あるまちづくりを実現するため、町民と行政との協働によるまちづくりに転換していく必要があります。

施策の方向

今後のまちづくりにおいて、新しい公共的課題に的確・迅速に対応した行政サービスを供給することは、財政面も含め、行政のもつ能力だけでは限界に達しているといわざるを得ません。地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他の地域の活力の再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を活かし、官民の適切な連携のもと、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みが重要です。

矢掛町が目指すまちの将来像「やさしさにあふれ かいてきて げんきなまち グッドコミュニケーション タウン やかげ」とは、誰もが、地域社会の主体的担い手として、自主・自立の精神のもと、その個性や能力を發揮し、ともに手を携え、支え合い、助け合える社会、すなわち、「自分でできることは自分で(自助)、一人でできないことは地域や仲間、そしてみんなで(共助)」解決できる、温もりとうるおいに満ちた心豊かに過ごせる社会(グッドコミュニケーション タウン)です。

このような社会の実現に向けて、町民や地域コミュニティ、NPO、企業、行政を含めすべてのセクターがそれぞれの役割分担のもと、地域社会の「公」を主体的に担うとともに、各セクター間の参画と協働の推進、さらには町民の行政への参画による共に助け合い、支え合う社会づくりを目指していきます。

したがって、活力あるまちを築いていくためには、自治組織やボランティア、NPOや企業など、地域を構成する個人やさまざまな団体等と行政とが協力・連携し、各主体がそれぞれの特性に応じた役割を分担して、共通の目標を達成していくための「町民との協働」によるまちづくりが求められます。

このため、次のような基本的な考えのもとに、協働のまちづくりを推進します。

1 意識改革

協働でまちづくりを進めていくためには、まず行政依存から脱却し、町民と行政が責任領域を理解し、合意のもとに進めていこうとする意識改革が必要です。そのための啓発活動に努め、協働の実例を少しずつ重ねていくよう努めます。

2 活動しやすい体制づくり

地域社会が抱える多様な問題に対して、町民と行政とが協働して取り組んでいくためには、町民の自主的な活動の活発化が必要となるため、行政として側面的な支援として、活動が行いやすく、まちづくりのパートナーとして自立・発展していくよう、環境づくりに努めます。

3 人材育成

町民活動を活発化させるためには、まちづくりリーダー等、組織を担う人材の育成が重要となるため、リーダー養成研修や必要な知識や技術を身につけることができる機会や場の提供に努めます。

4 情報の提供

協働の活動に必要な情報、活動事例や行政情報の提供に努めます。

「グッドコミュニケーション タウン やかげ」構想



2 町民に開かれた行政の推進

現況と課題

まちづくりの基本は、その主体である町民が自ら考え、行動することにあります。そのためには、町民の主体的なまちづくりへの参画を促し、多様化する町民の価値観、意識、ニーズを町政に反映し、町民の視点に沿った魅力ある住みよいまちづくりを進めることが求められます。そのため、公聴・広報活動をさらに充実させる必要があります。

本町では、公聴活動として、町民提案箱や町のホームページ上の電子提案箱、各地区で開催する町政懇談会等により、町民ニーズの把握に努め、町民の声を行政に反映させるように配慮しています。広報活動として、月 1 回の広報紙の発行、「町民ガイド」の発行、国道沿いなどに設置したサインタワー（電子掲示板）のほか、ホームページや CATV 等を活用して、情報発信を行っています。今後においても、複雑化、多様化する町民ニーズに対応するため、公聴・広報活動の充実を図る必要があります。

また、行政が保有する情報を公開することは、町民参画と協働によるまちづくりを進めるうえにおいて、さらに町政運営の公開性と透明性の向上、町政に対する理解と信頼性を確立していくためにも、不可欠な要件です。本町では、平成 16 年 4 月から、情報公開条例と個人情報保護条例を同時に施行し、プライバシーの保護を行いながら、町民等からの公文書をはじめとした情報の開示請求に対応しています。

施策の方向

1 公聴活動の充実

町民の知恵や創造性を町政に反映させるため、従来からの町民提案箱、町政懇談会などの取り組みに工夫を凝らし、さらに充実を図ります。また、公募による審議会等の委員の選任を進めるなど町民の行政への積極的な参画を促進します。

2 広報活動の充実

町民と行政を結ぶパイプ役として、町民ニーズに対応した行政情報を分かりやすく提供できるよう、親しまれる「広報やかげ」の一層の充実に努めます。また、各種の冊子、チラシ、町のホームページ、CATV 等それぞれの特性を活かしたきめ細かな情報の提供に努めます。

3 情報公開と個人情報の保護

町が施策を的確に推進するためには、町が保有する情報を広く町民に提供し、町民の理解と協力のもとに行われることが前提になります。情報公開制度の周知は勿論のこと、町民にとって、さらに活用しやすい制度への見直しに努める必要があります。そして公開性の向上と町民の知る権利を保障することによって、町民による町政への信頼感と参加意欲の向上に努めていきます。

個人情報については、漏えいや不正流出等のないよう取り扱いについては、細心の注意を払うとともに、個人情報取り扱い業者についても、保護対策を講じるよう啓発に努めます。

2 効率的な行財政運営の推進

現況と課題

地方分権の推進とともに市町村への事務・権限移譲が行われ、自治体自らが判断し実行する自己管理と自己責任領域が拡大する中、行政サービス面での質の高さや限られた財源をいかに有効活用し、町民の満足度を高めていくかという点で自治体間格差が具現化するものと予想されています。

他方、社会生活における価値観や行政ニーズの多様化・高質化とともに、行政の受け持つ範囲が拡大し、行政負担の増加を余儀なくされる一方で、交付税や補助金の削減政策等により歳入面では、現状を維持することが困難な状況となっています。

こうした社会の変化に対応するため、本町では、平成 16年 12月に「新行財政改革大綱」を策定し、厳しさが増すものと予想される行財政事情に向けて、町政のあり方全般にわたる徹底した見直しと限られた財源を有効に活用し、町民との協働によるまちづくりを基調とした簡素で効果・効率的な行財政システムの構築を進めているところです。

今後においても、厳しい社会情勢の中で、町民ニーズに対応したまちづくりを進めるため、行財政改革をさらに進めるとともに、適正な人事管理、有能な人材の育成、健全な財政運営等を通じ、より効果的・効率的な行財政運営に取り組む必要があります。

施策の方向

今後においては、地方分権化が一層促進され、これまでの中央依存型行政から、地方にできることは地方へといった基本的な考え方が一般化するものと予想されます。したがって、今後の方針として、新行財政改革大綱の方針に基づき、町民の理解と協力のもとに、次に掲げる課題の達成に向け、協働による新しいまちづくりを進めていきます。

1 行政運営

(1) 町政が果たす役割の明確化

事務・権限移譲により、新たに受け持つ行政範囲と負担が拡大することになるため、情報公開等によって、町民への説明責任を果たし、行政が受け持つべき役割と責任領域を明確にします。

(2) 町民との役割分担

社会の変化に沿って地域が発展していくためには、これまでの行政主導による施策の展開から脱皮し、町民との役割分担とパートナーシップを高めていく必要があります。このため、NPOの設立に向けての支援体制づくり、アダプト制度の啓発活動等、民間活力をまちづくりに活かすための基盤整備を図ります。

(3) 意識改革

分権施策や多様化する町民要望に迅速・的確に対応し、独自のまちづくりを進めていくため、行政の担当者である職員自らが現状と将来の行財政事情を十分に把握し予測しながら、自主的で自立したまちの構築に向け意識改革を促進します。

また、町民においても、地域づくりの主体は地域の町民であることを自覚し、行政依存から脱し、行政への参画、協働へと意識改革が必要であり、行政として、地域リーダーの育成等、自主的活動への支援を図りながら、地域の持つ潜在的パワーをまちづくりに活かすよう努めます。

(4) 公明性、透明性の向上

協働のまちづくりを進めるためには、行政と町民との信頼関係を築くことが求められます。町民の要望等に適切・迅速に対応し、信頼性を高めるためにも行政手続制度の運用の促進、情報公開制度の周知、改善・充実を図りながら、町政の公明性、透明性の向上を図ります。

(5) 事務事業の整理合理化

今後、各自治体における自主決定権の拡大と同時に、新たな事務事業を自らの責任において企画立案する必要性が高まってきます。このため、社会情勢の変化とともに町民が求めているものを見極めたうえで、コスト意識をもって、これまでの事務事業の見直しを行うと同時に、スクラップ&ビルドの徹底や行政評価システムの確立等によって、財源の捻出と費用対効果の高い事業への財源投入に努めます。

(6) 民間委託の推進

行政事務の高度化・専門化が進んでいる現在、運営の効率化や事務処理の迅速化が期待される業務については、民間技術の利用・導入を促進します。

また、公共施設の維持管理についても、運営コスト削減に向け、指定管理者制度、PF（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といった新たな制度について調査研究を進めます。

(7) 人事管理

高度化・多様化する行政需要に迅速・的確に対応できるよう、今後においても厳しい行財政運営が続く見通しであることから、さらに、行政運営の見直しを進め、新たに第3次の定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図ります。

定員モデル及び類似団体との比較による分析結果を踏まえ、今後見込まれる行政需要等を勘案して、適切な減員を進めます。

一般行政部門においては業務の民間委託や公営企業への移行等を含め、第8次定員モデルを超過しないよう努めます。

(8) 人材育成と能力開発

地方分権時代と町民ニーズに対応できる人材の育成を行うため、政策形成能力や創造的能力を高める職員研修や自己啓発の機会の充実を図ります。

また、「統制と報酬」で職員を管理する「処遇管理型」勤務評定制ではなく、「職員の能力開発と活用」を目的とした「人材育成型」の勤務評定制の導入を進めます。

(9) 国、県などの機関との連携

本振興計画におけるまちづくりを推進するためには、国や県の支援を必要とする事業も多くあります。計画の推進に当っては、国や県などの機関との連携、協調を図りながら、円滑な実施に努めます。また、国営事業、県営事業等の導入については各分野を問わず積極的に取り組みを推進します。

2 健全な財政運営

地方分権に伴い行政の役割が高まる一方、現行制度の下では今後の財源の伸びはほとんど見込めないと思われるため、国からの財源移譲など税財源の充実を要請し財政基盤の強化を図るとともに、「民」でできるものは「民」に委ねるなど行政の役割を見直し、町民との協働により、行政二一ズに的確に対応した財政運営を推進します。

(1) 財政計画の策定

厳しい財政状況の中、適切な事業を実施するため、実効性のある財政計画をつくります。

(2) 財政構造の変革

自主財源の確保

地域の実情に応じた行政サービスを展開するため、町税収入の確保に努めるなど、長期的な視野の中で、自主財源の確保に努めます。

地方財源の拡充

安定した税体系を構築し、地方財源を確保するため、国と地方の財政関係の再編を含めた税財政全般の改善や財源の適正配分について、国や県に働きかけます。

(3) 効率的、効果的な財政運営

受益と負担の適正化

行政サービスを充実させるため、施策を重点的、効率的に進めるとともに、行政サービスの性格や受益の程度などを総合的に考え、受益と負担の適正化に努めます。

事務事業の見直し

限られた財源の中でより効率的、効果的な財政運営を進めるため、指定管理者制度、PFI手法の導入の検討等により、さらなるコスト意識の醸成などを推進します。

町民の共助意識の醸成

町民、企業、行政のそれぞれが協力して取り組み、共助のまちづくりを進めるためには、それぞれの役割分担について、意識改革を進めることが重要です。

町民個人に対しては、地域社会の主體的な担い手として、地域の課題を自らの問題として捉え、自らに何ができるかということを考えていくことが求められます。行政任せ、他人任せでは、社会の維持、発展は望めないということを認識する必要があります。

企業には、社会的貢献活動のほか、労働者が社会的責任を果たしやすい環境づくりを進めるなど、社会の構成要素としての自覚と責任が求められます。

行政の意識改革

行政は、町政や地域社会の主役は町民であるという理念のもと、町民が町政に参画し、ともに町政を担い、町政を分かち合う、町民と行政の協働による町政を進めていく必要があります。

また、町政の利益は町民が享受すべきものですが、行政と町民は、サービスの提供者と受益者といった一方的な関係ではなく、それぞれが役割と責任を担い、社会的課題をともに考え、ともに汗を流す対等のパートナーであることを認識することが重要です。

そして、町政を直接担う職員の意識改革を徹底するとともに、職員は町民との協働による町政の推進を自らの課題として受け止め、地域のさまざまな公益活動に積極的に参画していく必要があります。

町民と行政の役割分担

町民の自主的な活動に期待する分野は町民に任せること、つまり、自分でできることは自分で、できないことは地域や自主的な活動団体で支え合う、自主・自立に基づく相互扶助ができることが重要です。

【地方自治における補完性の原理】

個人でできることは個人で解決する(自助)

個人でできないときは、まず家庭がサポートする(同)

家庭で解決できないときは、地域あるいはNPO(民間非営利団体)がサポートする(互助・共助)

～で、どうしても解決できない問題について、はじめて行政が問題解決に乗り出す(公助)

3 広域行政の推進

現況と課題

交通網の発達などにより町民の日常生活圏や経済圏の拡大や行政課題の高度化に対応して、単独の市町では解決が困難な問題に対処するため近隣市町が連携して一体的なまちづくりが求められています。

本町では、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町の3市2町で構成する井笠圏域振興協議会により、広域行政に取り組んでいます。

また、ごみ・し尿処理、消防、老人ホーム、学校、農業共済の分野においては、複数の市町で事務の共同処理を行う一部事務組合方式を採用しています。

今後においても、行政の各分野の共通課題に対して、周辺市町の特性を活かした機能分担と相互連携を強めるとともに、地域の一体的な振興並びに総合的・効率的な行政を進めるために広域的な取り組みの促進に努めていく必要があります。

施策の方向

1 広域行政の推進

地方拠点法に基づく井笠拠点都市地域が指定され、構成市町が一体となって、新しい産業システムの構築、生活基盤等のくらしの条件整備、美しくアメニティに満ちた地域づくり等を進めるため、それぞれの自治体が持つ地域特性を活かした整備を行い、調和のとれた圏域振興を推進します。

2 広域的な行政サービスの推進

井笠圏域振興協議会を中心として、関係市町と連携し、一部事務組合等の充実・強化を促進し、事務事業の広域的な共同処理や広域的な利用の促進などを進め、広域的な振興を図るとともに広域的な行政サービスの推進に努めます。